

平成 24 年度 公益財団法人静岡県国際交流協会 事業計画

(基本方針)

- 静岡県国際交流協会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律で定める「国際相互理解の促進」を目的とし、国際理解・交流推進事業及び多文化共生推進事業の 2 本の公益目的事業を行う公益財団法人へ、平成 24 年 4 月 1 日移行する。
- 平成 24 年度事業においては、情報開示、技術的水準の保持、特別の利益を与える行為を行わない、収支相償など、公益財団法人に求められる基準を確実に満たしながら、国際理解・交流推進事業及び多文化共生推進事業の 2 本の公益目的事業の継続的な実施、さらなる展開を図っていく。
- 平成 23 年度県緊急雇用創出事業の委託を受けて実施した市町外国籍住民相談窓口機能強化事業については、医療通訳者の養成、外国籍住民のための DV 相談窓口機能の充実等、強化事業により生まれた課題に自主事業として取り組み、外国人技能実習生支援については自主事業として事業を継続していくなど、外国人支援策を先導する役割を強化していく。
- 静岡県・浙江省友好提携 30 周年記念事業への民間レベルでの参加促進、仁川市国際交流センターと連携した市民交流促進、JICA と連携した国際協力活動を推進など、県域域外交施策の重点事業を民間レベルで推進していく。

1 国際理解・交流推進事業 —30,295 千円—

国際的な交流・活動の主体である民間団体や個人・企業に対し、参加や連携のきっかけとなる情報の提供、団体やボランティアの連携・協働の機会の創出、次代の指導者や担い手となる若者の育成事業などを行い、高い国際理解と活動能力を備えた個人や団体の輩出を促し、また、これらの活動主体の連携・協働を促しその力を結集し、交流・活動の質、量を高めていく。

(1) 県民・団体への働きかけ、連携強化

① 情報収集提供事業

—4,897 千円—

県民、外国籍住民、県内団体、自治体に対し、参加・協働、支援の享受の契機となる、県内国際関連イベント・事業、国際関連団体、外国人のための生活ガイド等の情報を提供する。

また、当協会に所蔵している日本語教育や国際理解教育の書籍や非売品の教材の貸出を行い、さらなる地域ボランティア活動の推進を図る。

官公庁の依頼を受けて、パンフレット資料などの翻訳、通訳を行う。

- ・ 情報誌(SIR Joy Press) 4000 部を 11 回/年間発行
- ・ ホームページ「SIR 静岡県国際交流協会」の保守・更新

② 国際理解教育事業

—2,854 千円—

○ アース(明日)カレッジ 開催事業

国際理解・交流推進に取り組む県内外団体が連携・協働を強化し、また県民への情報発信力を高めるため、県民とともに現在の国際的な課題を考える「アース(明日)カレッジ」の地域実践に取り組む。

- ・ 実践者間相互の教材やプログラム紹介・情報交換を行い、担い手育成や、先導的な国際理解教育プログラム作りに取り組む。
- ・ 市町国際交流協会や国際交流団体と連携し、地域実践の場を提供する。

○ 高校生国際教育セミナー開催事業

国際的活動の将来の担い手である高校生を対象に、国際理解を深め、外国人と初めて意見を交換する場となる「高校生国際教育セミナー」を、静岡県高等学校国際教育研究会とともに開催する。

- ・ 開催時期 8月1日(水)～8月3日(金)(予定) ・参加者 120名
- ・ 会場 未定

③ 外国語ボランティアバンク設置事業(継続 県委託事業)

—2,330 千円—

外国語能力と進んだ国際理解を身につけたボランティアを登録し、国際理解・交流推進或いは被災者支援などの具体的場面で県民・団体の活動を支援していただくため、語学能力と活動能力を高めるための研修を実施する。

- ・ 県下東中西地域で研修会を開催
特に災害時に活躍する災害ボランティアコーディネーター養成に努め、災害や防災に関する知識習得や体験から、「地域」のネットワークに根ざした「地域人」の育成を図る。
- ・ ボランティアバンク通信の発行
- ・ 語学ボランティア自主研修への助成

④ 日本国際連合協会関連事業

—13,491 千円—

国際協力・支援の拠点である国際連合の機能・活動に対する理解を深め、国際活動の基本能力である語学力向上の機会を一般県民に広く提供する。

○ 国連ポスター・作文・高校生スピーチコンテスト

- ・ 国際連合についてのポスターなどを通して国際理解・国際協力について考える機会を提供する。表彰式・展示会を開催する。

○ 国連英検実施

- ・ 6月、11月に県内にて国連英検を実施する。

○ 国連外国語講座開催(年3回開催 各10回 静岡・沼津会場)

- ・ 英会話、ハングル講座を開催(沼津会場は講師派遣業者に委託)

(2) 海外との関係強化・維持

① 留学生支援事業

—4,505 千円—

○ ふじのくに留学生親善大使事業(継続 県委託事業)

県内大学で学ぶ外国人留学生 20名に「ふじのくに留学生親善大使」を委嘱する。

委嘱後は学校や地域の催し物の場面で母国の文化や歴史などの情報を発信していただく。

- ・ 委嘱の開始 6月

- ・ 学校や地域の要望を留学生に紹介し、活動を奨励

○ **留学生・研修生等ビジネス日本語指導支援事業**

県内企業の海外進出の加速に伴い、留学生の雇用を積極的に進める企業と、静岡県企業・日本企業への就職を希望する留学生とのマッチングを実現するため、日本のビジネス環境を習得するビジネス日本語研修の開催や企業視察、企業実習等を実施する。

ビジネス日本語研修

- ・ 開催回数・時間数 中部・西部 各6時間
- ・ 受講者 県内企業に就職を希望する留学生

○ **留学生地域交流会開催等事業**

県内留学生と地域住民との交流会を通じて、留学生に静岡県の自然や文化の理解を促進し、今後の地域交流を促す。また地域住民にも異文化への理解の重要性を認識してもらう。

② **海外国際交流団体連携事業**

－352千円－

静岡県・浙江省小学校交流を静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業の一環として支援し実現する。

航空路線就航先として国際交流の開始を求める韓国仁川市国際交流センターの2009年12月の提案を受けて、韓国仁川市民と静岡県県民との交流を支援し、推進する。

③ **海外移住者援護事業（継続 県補助事業）**

－1,863千円－

県からの委託を受けて、海外静岡県人会への助成や県人会・協会を結ぶネットワーク構築及び高齢者表彰などを行う。

2 多文化共生推進事業 －19,510千円－

県内の外国籍住民支援施策は、県西部の充実した地域とそれ以外の地域で大きな格差が生まれている。外国籍住民がどこに住んでも同等に充実した支援施策を享受できる静岡県を目指し、市町、国際交流団体、NPO、学校、病院等が連携して充実した支援施策を展開する地域の拡大と支援施策の充実に取り組む。

(1) **外国籍住民支援**

－2,485千円－

① **外国籍住民支援アドバイザー設置事業（継続 県委託事業）**

ポルトガル語及びスペイン語能力を持つ相談員を雇用し、週2回相談窓口を開設するとともに、各地域の外国籍住民支援相談会を支援する。

② **外国籍住民相談窓口高度化事業**

－1,772千円－

医療、福祉、教育、雇用、災害等外国籍住民が抱える重要課題の支援策について、市町相談員、病院、NPO、学校関係者、ボランティアで構成するワーキンググループにおいて、医療通訳者養成、外国人のためのDV相談体制の構築、災害時支援など、具体的な支援策を検討し実現を図る。

③ **日本語講師ボランティア養成事業**

－2,854千円－

地域に住む外国人への日本語指導は国際交流協会や自治体、NPOに属するボランティアが行っている。このボランティアを指導する人材を育成するため、県下ボランティア

の中心的人材が参加する「ボランティアセミナー」を開催するとともに、日本語支援の中心的人材を養成する「日本語講師ボランティアスキルアップ研修会」を開催する。

- 「静岡県・日本語ボランティアセミナー 2013」(案)
 - ・ 開催日 2013年1月 ・ 開催地未定 ・ 参加者 200人
- 日本語講師ボランティアスキルアップ研修会 (案)
 - ・ 開催日 2012年10月～11月 全5回
 - ・ 磐田市 ・ 受講者 30人

(2) 地域連携・協働事業

- ① 多文化共生ネットワーク事業(継続 県委託事業) -2,041千円-

県下27の国際交流協会の連携と協働の強化と充実を図るため、その契機となる情報の収集と相互提供、共同調査、合同研修会などを行う。

外国籍住民の定住化により医療、福祉、教育、雇用、災害等重要分野で生じている新しい課題とその支援策を、外部専門家の参加を得て検討、研究する。
- ② 外国籍年少者支援事業(文化庁委託事業) -1,580千円-

日本語初期指導が必要な子どもたちへの支援方法をテーマとした研修会を県教育委員会と連携協力して開催する。学校教員、外国人支援員・相談員、ボランティア等が合同で指導方法の基礎的な知識・技能を学ぶことで年少者への指導力を向上させるとともに、支援者同士の連携を強化する。

・8時間プログラム 県内6か所 ・受講者20人
- ③ 外国人技能実習生等への日本語教室開催事業 -8,776千円-

当協会がアレンジ役を担い、日本語ボランティア、実習生を受け入れている地域企業、受講する実習生の3者を結びつけ、企業内での日本語教室を開催する。

そのほか、学齢期を超えた青年の学びなおしの日本語教室や年少者への日本語教室等、様々な理由により支援が必要とされる外国籍住民への日本語教室を開催する。